

## 令和元年台風第19号等に伴う雇用保険の特例措置について

令和元年台風第19号等に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書（労働者が離職していない場合は、その余白に「休業」と表示）に内容を記載（ただし、労働者が離職していない場合は、離職理由は記載不要のため斜線を引いてください）のうえ管轄のハローワーク提出

（賃金台帳等を確認させていただく場合があります）

※管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク

（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）
- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

### ※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和2年10月10日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



## 宮城労働局管内ハローワーク

### ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク仙台	〒989-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台MTビル 3階・4階・5階	022-299-8811
ハローワーク大和	〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南 2-3-15	022-345-2350
ハローワーク石巻	〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-0158
ハローワーク塩釜	〒985-0001 塩釜市新浜町 3-18-1	022-362-3361
ハローワーク古川	〒989-6143 大崎市古川中里 6-7-10 古川合同庁舎	0229-22-2305
ハローワーク大河原	〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字町向 126-4 オーガ 1階	0224-53-1042
ハローワーク白石	〒989-0229 白石市字銚子ケ森 37-8	0224-25-3107
ハローワーク築館	〒987-2252 栗原市築館薬師 2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531
ハローワーク迫	〒987-0511 登米市迫町佐沼字内町 42-10	0220-22-8609
ハローワーク気仙沼	〒988-0077 気仙沼市古町 3丁目 3-8 気仙沼駅前プラザ 2階	0226-24-1716
宮城労働局職業安定部 職業安定課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 2階	022-299-8061

### ② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
事業所管轄のハローワーク	上記①参照	上記①参照
(但しハローワーク仙台管轄の場合) 宮城労働局職業安定部 職業対策課 助成金部門	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 2階	022-299-8063